

不動産取得税（県税）について

不動産取得税とは、土地や家屋を取得したときに一度だけ課税される県の税金です。納税通知書が届きましたら、銀行、郵便局のほか、コンビニエンスストアなどで納めてください。

なお、一定の要件を満たす住宅や住宅用土地を取得したときには、申告をすると不動産取得税が軽減される場合があります。詳細についてはお問い合わせください。

【お問合せ】 下北地域県民局県税部課税課

☎ 22 - 8581（内線208）

女性のための女性司法書士による無料法律相談所のお知らせ

相続・成年後見・借金問題・家族間の問題など、法律に関するお悩みを抱えた女性のために、女性司法書士が無料で相談に応じます。

法律家に相談しにくかったみなさん、女性なら聞いてもらえる、話せる、と思っておられるみなさん、ぜひこの機会をご利用ください。

■日 時：令和4年3月5日(土) 午前10時から午後5時まで

■電話番号：017-752-0440（当日のみの専用（臨時）の番号です）

■主 催：青森県司法書士会

■相 談 者：女性司法書士

※電話相談の際の通話料はご負担いただきます。

※相談は無料ですが具体的な手続きが必要になる場合には、別途費用がかかりますので相談員にご確認ください。

【お問合せ】 青森県司法書士会 ☎ 017-776-8398

「相続登記はお済ですか月間」無料相談実施のお知らせ

司法書士会では、毎年2月を「相続登記はお済ですか月間」と定め、相続登記および法定相続情報証明制度に関する無料相談会を実施しています。

相続登記は期限が定められていないため、一般に手続きが遅れがちで、いざ売るという場面や担保に入れて融資を受けようとする場合などに支障を来すことがあります。長い間放置されてしまったことで、さらに相続が発生して新たな相続人が出現したりすると、権利関係が複雑になったり、時間も費用もかさむことがありますから、相続登記は早めに終わらせておくことが重要です。

これらはいずれも登記所（法務局）における手続きではありますが、手続内容も個々の事情によって千差万別です。この機会に専門家へ相談してみたいかどうか。

■相談内容：相続登記および法定相続情報証明制度

■相談期間：令和4年2月1日(火)から2月28日(月)までの1か月間（土・日・祝日は除く）

■相談場所：青森県内の各司法書士事務所

■費 用：初回相談無料（2回目以降や具体的な手続きは有料です）

【お問合せ】 青森県司法書士会 ☎ 017-776-8398